

福島労働基準監督署管内の熱中症死亡災害発生状況（速報）

発生月日	災害発生状況	災害発生当日の熱中症対策等状況
8月5日	店舗新築工事において、12：30頃、労働者が地面の締固め作業中に作業を止めて「のどが渴いたので水を飲みに行く」と同僚に告げて一人で歩き出したところ、急に倒れて病院に搬送され、翌日に死亡した。 （当日の最高気温 35.9℃）	○作業開始前に体調チェックをしており、被災者は体調に問題はなかった。 ○作業中、以下のとおり休憩していた。 ・作業1時間→30分休憩→作業30分→30分休憩→作業1時間（倒れた） ○エアコンを使用した乗用車内で休憩していた。 ○スポーツドリンク 500 ml を1本支給し、飲み終えた後は水分のみ摂取していた。 ○WBGT 値は測定していなかった。 ○テントやミストファン等を設置しておらず、通気性の良い作業服、冷却ベスト、ファン付作業服等を着用させていなかった。 ○被災者は現場入場初日だった。

【再発防止対策例】

- ①作業場所の WBGT 値を測定し、WBGT 基準値（別添「職場の熱中症予防対策は万全ですか？」表1参照）を超えることのないようテントやミストファン等の設備を設置するよう努めてください。
- ②上記の設備を設置しても WBGT 基準値を超える恐れがある場合には、作業者に通気性の良い作業服、冷却ベスト、ファン付作業服を着用させる等の熱中症のリスク低減措置を講じるよう努めてください。
- ③スポーツドリンクや水分・塩分が不足することのないよう、十分な量を事業者が用意し、休憩の都度摂取させるようにしてください。
- ④新規入場者、持病のある者、熱への順化が十分でない者には、こまめに、以下の項目に該当しないか具体的な症状とあわせてその他体調に異常はないか確認し、少しでも体調に異常があれば病院に搬送する等の措置を講じてください。

（厚生労働省「職場における熱中症予防対策マニュアル」熱中症に関する健康状態自己チェックシート参照）

- ☐めまい、たちくらみ
- ☐ふいてもふいても汗が出てくる
- ☐手足や体の一部がつる
- ☐頭がズキンズキンと痛い
- ☐吐き気がする
- ☐体がだるい
- ☐判断力・集中力が低下する

※作業者によってはめまい、たちくらみ、体がだるい等の症状は体調異常では無いと考える場合もありますので、単に体調異常は無いかだけでなく具体的な症状についても確認し、該当すれば必要な措置を講じてください。

再発防止対策例とともに、別添の「職場の熱中症予防対策は万全ですか？」で自主点検を実施し、不十分な項目があればすぐに実施してください。

STOP！熱中症 クールワークキャンペーン

令和2年5月～9月

— 熱中症予防対策の徹底を図る —

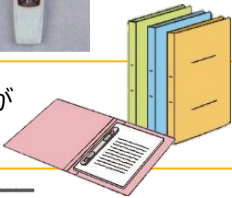
職場における熱中症で亡くなる人は、毎年全国で10人以上にのぼり、4日以上仕事を休む人は、400人を超えています。厚生労働省では、労働災害防止団体などと連携して、「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」を展開し、職場での熱中症予防のための重点的な取組を進めています。各事業場でも、事業者、労働者の皆さまご協力のもと、熱中症予防に取り組みましょう！

●実施期間：令和2年5月1日から9月30日まで（準備期間4月、重点取組期間7月）



事業場では、期間ごとの実施事項に重点的に取り組んでください。
確実に実施したかを確認し、□にチェックを入れましょう！

準備期間（4月1日～4月30日）

☐	暑さ指数（WBGT値）の把握の準備	JIS規格「JIS B 7922」に適合した 暑さ指数計 を準備しましょう。 
☐	作業計画の策定など	暑さ指数に応じて、作業の中止、休憩時間の確保などができるよう 余裕を持った作業計画 をたてましょう。 
☐	設備対策・休憩場所の確保の検討	簡易な屋根の設置、通風または冷房設備やミストシャワーなどの設置により、 暑さ指数を下げる方法 を検討しましょう。また、作業場所の近くに 冷房 を備えた休憩場所や 日陰 などの涼しい休憩場所を確保しましょう。 
☐	服装などの検討	通気性のいい作業着 を準備しておきましょう。 身体を冷却する機能をもつ服 の着用も検討しましょう。 
☐	教育研修の実施	熱中症の防止対策について、 教育 を行いましょう。 
☐	労働衛生管理体制の確立	衛生管理者 などを中心に、事業場としての 管理体制 を整え、必要なら 熱中症予防管理者の選任 も行いましょう。 
☐	緊急事態の措置の確認	体調不良時に搬送する病院や緊急時の対応について確認を行い、周知しましょう。

【主唱】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会 【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会 【後援】関係省庁（予定）



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

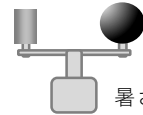
(R.2.3)

キャンペーン期間（5月1日～9月30日）

STEP 1

☐ 暑さ指数（WBGT値）の把握

JIS 規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を測りましょう。



暑さ指数計の例

STEP 2

準備期間中に検討した事項を確実に実施するとともに、測定した暑さ指数に応じて次の対策を取りましょう。

☐ 暑さ指数を下げるための設備の設置		
☐ 休憩場所の整備		
☐ 涼しい服装など		
☐ 作業時間の短縮	暑さ指数が高いときは、 単独作業を控え 、暑さ指数に応じて 作業の中止 、 こまめに休憩をとる などの工夫をしましょう。	
☐ 熱への順化	暑さに慣れるまでの間は 十分に休憩を取り 、 1週間程度かけて徐々に身体を慣らし ましょう。	
☐ 水分・塩分の摂取	のどが渴いていなくても 定期的に水分・塩分 を取りましょう。	
☐ 健康診断結果に基づく措置	①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢 などがあると熱中症にかかりやすくなります。医師の意見をきいて人員配置を行いましょう。	
☐ 日常の健康管理など	前日の飲みすぎはないか、寝不足ではないか、当日は朝食をきちんと取ったか、管理者は確認しましょう。熱中症の具体的症状について説明し、早く気付くことができるようにしましょう。	
☐ 労働者の健康状態の確認	作業中は管理者はもちろん、作業員同士お互いの健康状態をよく確認しましょう。	

STEP 3

熱中症予防管理者等は、暑さ指数を確認し、巡視などにより、次の事項を確認しましょう。

- ☐ 暑さ指数の低減対策は実施されているか
- ☐ 各労働者が暑さに慣れているか
- ☐ 各労働者は水分や塩分をきちんと取っているか
- ☐ 各労働者の体調は問題ないか
- ☐ 作業の中止や中断をさせなくてよいか

☐ 異常時の措置

～少しでも異変を感じたら～

- ・ 一旦作業を離れる
- ・ 病院へ運ぶ、または救急車を呼ぶ
- ・ 病院へ運ぶまでは一人きりにしない

重点取組期間（7月1日～7月31日）

- ☐ 暑さ指数の低減効果を改めて確認し、必要に応じ追加対策を行いましょう。
- ☐ **特に梅雨明け直後は、暑さ指数に応じて、作業の中断、短縮、休憩時間の確保を徹底しましょう。**
- ☐ **水分、塩分を積極的に取りましょう。**
- ☐ 各自が、睡眠不足、体調不良、前日の飲みすぎに注意し、当日の朝食はきちんと取りましょう。
- ☐ 期間中は熱中症のリスクが高まっていることを含め、重点的に教育を行いましょう。
- ☐ **少しでも異常を認めたときは、ためらうことなく、すぐに救急車を呼びましょう。**

